黒部市子育てガイド制作・発行業務仕様書

この仕様書は、黒部市（以下「本市」という。）内の妊婦又は子育て中の保護者等を対象に配布する、本市の子育てに関する行政サービス等に関する内容を掲載した「黒部市子育てガイド」（以下「子育てガイド」という。）を発行するにあたり、ガイドブックに広告を掲載し、本市へ無償で提供する民間事業者をより公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。なお、この事業については、企画、編集、印刷等のガイドブック作成に係るすべての経費を黒部市が負担することなく発行するものである。

１　冊子の名称

黒部市子育てガイド

２　発行部数

年1,500部（広告クライアント分を含む）

３　規格等

（１）組　　版　　A５判（縦148㎜×横210㎜）、４色フルカラー

（２）製　　本　　無線綴じ

（３）ページ数　　表紙４ページ（表紙の広告掲載は不可）

本文６０ページ程度（うち広告枠は行政ページの３０％以内）

（４）校　　正　　３回程度

４　ガイドブックに掲載する内容

本市の発行する「子育てガイド」に掲載している情報を基本に、その他子育てに役立つ情報（例：親子で遊べる場所、年齢別カレンダー等）を掲載するものとする。

※参考：本市公式ウェブサイト「子育てガイド」掲載ページ

https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=31811

５　発行年月（予定）

【２０２６年度版】令和８年（２０２６年）７月

【２０２７年度版】令和９年（２０２７年）５月

【２０２８年度版】令和10年（２０２８年）５月

６　納品

黒部市役所市民福祉部こども支援課

7　広告の内容

（1）掲載できる広告は子育てに関連する次の事項に限定し、ア、イを優先的に掲載すること。

ア　教育・保育関連

イ　医療機関等

ウ　子育て関連企業（事前に市へ協議すること）

（2）広告主の募集・広告の製作等は、広告付物品提供者が行うこと。

（3）広告主、広告取扱者、広告内容の基準、広告掲載の承諾については、「黒部市広告掲載要綱」及び「黒部市広告掲載基準」の規定によるものとする。

（4）広告欄には、必ず広告である旨を表示すること。

（5）広告付物品提供者は、広告掲載に当たり、市が広告の斡旋及び媒介を行っているような誤解を招くことがないように執り行うこと。

（6）ガイドには協賛企業の広告を掲載することができる。

（7）広告付物品提供者が掲載しようとする広告については、審査委員会にて事前に審査し、ガイドブックへの掲載を決定する。

8　業務分担

（1）市は、業務に必要な情報等を事業者に提供するものとする。なお、掲載内容については、市と事業者双方の協議の上、決定するものとする。

（2）事業者は、企業、編集、印刷、製本及び納品を行うものとする。

（3）事業者は、冊子のデータ（PDF データ、広告非表示）を市に提供するものとする。

（4）事業者は、広告の募集及び掲載について、市と十分に協議、調整を行った上で実施するものとする。

（5）市は、事業者より申請を受けた広告に対し、審査を行うものとする。その際、事業者は、審査に必要な広告原稿と「黒部市子育てガイドブック広告掲載承認申請書」（別途市より提供）を広告主から提出させ、市の提出するものとする。

（6）制作・発行にあたっては、全般にわたって両者が十分に連絡、調整しながら行うこととする。

（7）発行・内容にあたっては、全般にわたって両者が十分に連絡、調整しながら行うこととする。

（8）市が提供する情報に係る部分の著作権は、市に帰属するものとする。

9　著作権等

（1）本事業の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、広告付物品提供者の負担で著作権処理を

行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害した場合、広告付物品提供者はその一切の責任を負うこと。

10　苦情処理等

（１）ガイドの発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、本市及び広告付物品提供者は直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、広告付物品提供者が募集を行った広告内容に関する一切の責任は、広告付物品提供者又は広告主が負うものとし、本市は一切の責任を負わない。

（２）広告付物品提供者は、広告主及び広告内容が基準に定める内容等に対し、不適当な状況が生じた場合は、速やかに本市に報告するとともに、ガイドを回収し、代替のガイドを市に提供しなければならない。落丁や乱丁などの場合も同様な対応を行う。

（３）納品後に生じた事情により、本市がガイドブックの使用について不適当と認めるときには、使用を取りやめるものとする。

11　その他

（１）本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

（２）本市ウエブサイトに掲載するため、広告を除いた形で電子データを納品すること。なお、形式はＰＤＦ形式とし、必要に応じてページの分割を求めることがある。

（３）本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として広告付物品提供者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、広告付物品提供者の負担とすること。

（４）本業務の履行にあたり必要な旅費交通費は、広告付物品提供者の負担とする。

（５）本業務の実施に伴い、取得した個人情報等は本業務以外で利用しないこと。

（６）制作にあたり、全般にわたって市と連絡及び調整を行うこと。